

## 医療法人社団Smile Art 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年12月1日～令和8年11月30日までの3年間

2. 内容

目標1：令和6年12月までに、子の看護休暇制度を拡充する。育児・介護休業法の規定を上回る日数の導入。である子が1人である場合1年につき6日、2人以上の場合は1年につき11日を限度とする。

<対策>

- 令和6年4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年7月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和5年12月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和6年7月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和5年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年4月～ 制度に関するパンフレットを作成しイントラネットに掲示

目標4：毎年、自社の両立支援制度の利用状況、両立支援のための取組の成果等を把握し、改善点がないか検討する。

<対策>

- 各年 4月 制度の利用状況、取組の成果について現状を把握
- 各年 8月 面談等行い問題点や改善点の有無について検討